

平成30年6月11日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号
日本食品化工株式会社
(証券コード：2892)
代表取締役 鈴木 慎一郎

第97期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第97期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成30年6月26日（火）午後5時30分までに当社に到着するようご送付いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

日	時	平成30年6月27日（水）午前10時
場	所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ガラス棟4階 「G409会議室」 (末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください)

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

会議の目的事項

報告事項

第97期（平成29年4月1日から平成30年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案

剰余金の処分の件

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

第3号議案

監査等委員である取締役3名選任の件

議決権の行使についてのご案内

代理人による議決権行使

株主総会にご出席いただけない場合、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要になりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場にご提出ください。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条に基づき、当社ホームページ（<http://www.nisshoku.co.jp>）に掲載させていただいておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査等委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算書類には、本添付書類記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれております。

◎株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.nisshoku.co.jp>）に掲載いたしますのでご了承ください。

◎当日当社役職員は、夏期の節電対策の一環として、軽装（クールビズ）でご対応させていただきます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席いただきますようお願い申し上げます。

事業報告

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国の経済は、政府による経済政策や金融政策を背景に概ね堅調に推移しましたが、諸外国の政治、経済情勢の不確実性及び地政学的リスクの高まり等により、国内景気の先行きは不透明な状況で推移しました。

原料とうもろこしのシカゴ相場は、期初360セント／ブッシェル台で始まり、米国の新穀作付後のコーンベルト北部での天候不順から乾燥懸念が高まり7月には400セント／ブッシェル台まで値を上げました。その後は生育に適した天候となったことや過去最高の生産見通しとなったことから350セント／ブッシェル台まで値を下げましたが、米国の輸出増加に伴う期末在庫の減少やアルゼンチンの乾燥懸念等により値を上げ、期末時点では380セント／ブッシェル台となりました。

また、原油相場は、期初50ドル／バレル台で始まり、OPECによる協調減産の期間延長への期待から53ドル／バレル台まで値を上げましたが、協調減産の動きが遅いことや米国やリビアの原油生産量の増加による供給過剰感から42ドル／バレル台まで値を下げました。その後は、中東での地政学的リスクの高まりや11月にOPECが9ヶ月間の減産期間延長を決定したこと及び協調減産継続の動きがあることから値を上げ、期末時点では64ドル／バレル台となりました。

一方、米国から日本までの穀物海上運賃は、期初44ドル／トン近辺で始まり、米国や南米産穀物及び黒海からの小麦並びに中国向け石炭、鉄鉱石の輸送増加等から、期末時点では54ドル／トン台となりました。

為替相場は、期初112円／ドル台で始まり、世界的な地政学的リスクの高まりから円高が進行しましたが、フランス大統領選で中道派が勝利したことや米国の利上げの実施等からドル買いが進み、7月には115円／ドル台となりました。その後、再度地政学的リスクの高まりから円高となりましたが、米国の長期金利及び株価の上昇等から、12月には114円／ドル台となりました。しかし、米国大統領が鉄鋼等に対して輸入制限を発動すると発表し、諸外国との貿易摩擦が警戒されたこと及び日本や米国の株価が急落したこと等から円高が進行し、期末時点では107円／ドル台となりました。

澱粉業界の需要は、前期と比べてほぼ同量となる見込みであります。糖化製品向けの需要内容では清涼飲料向けが増加する傾向となりましたが、酒類、ジャム向けの糖化製品が減少する傾向となりました。また、澱粉用とうもろこし輸入量は前期と比べて減少する結果となりました。一方、とうもろこしの輸入価格は前期と比べて微増となりました。

このような状況のもと、当社は生産効率の改善、製品在庫水準の適正化及び各種コスト削減に取り組むとともに、前期に引き続き付加価値製品の拡販に注力しました。

販売面につきましては、5月の大型連休以降は比較的好天が続きましたが、夏場の北日本、東日本の天候不順による気温の低下や雨の日が続いたことから、清涼飲料及びビール系飲料向け等の糖化製品の出荷は全般的に振るわず、低調に推移しました。また、加工食品向け澱粉製品の出荷は好調であったものの、製紙向け澱粉製品の出荷が企業間競争激化及び安価な輸入品の影響を受け、澱粉製品全体の販売は低調に推移しました。

収益面につきましては、引き続き企業間競争激化による販売単価下落及び原油価格の上昇の影響等から厳しい状況となりました。

この結果、当事業年度における当社の売上高は481億9千万円と前年同期比23億6千万円（4.7%）の減収、営業利益は10億3千万円と前年同期比9億9千万円（49.0%）の減益、経常利益は11億2千万円と前年同期比10億9千万円（49.2%）の減益、当期純利益は9億9千万円と前年同期比7億5千万円（43.1%）の減益となりました。

次に、各部門の販売状況は以下のとおりであります。

（澱粉部門）

澱粉部門は、食品用澱粉製品の出荷は堅調に推移しましたが、製紙向け澱粉製品が振るわず、売上高は132億4千万円と前年同期比7億6千万円（5.5%）の減収となりました。

（糖化品部門）

糖化品部門は、乳性飲料向け需要が増加したものの、清涼飲料及びビール系飲料向け等の糖化製品の出荷が低調となり、また販売単価下落により、売上高は281億1千万円と前年同期比13億9千万円（4.7%）の減収となりました。

（ファインケミカル部門）

ファインケミカル部門は、医薬及び飲料向け糖化製品が伸びず、売上高は17億4千万円と前年同期比1億円（5.6%）の減収となりました。

（副産物部門）

副産物部門は、低迷していた飼料及び食用油相場がやや持ち直したことにより、売上高は50億8千万円と前年同期比1億円（1.9%）の減収となりました。

なお、共同商事株式会社が平成29年3月に清算終了し、当社の連結子会社がなくなったことから、当事業年度より従来の連結決算から単体決算に変更いたしました。

(2) 対処すべき課題

海外の政情不安や地政学的リスクの高まりの影響等により、わが国の経済の先行きは不透明な状況で推移していくものと予想されます。

一方、当社を取り巻く環境は、少子高齢化と人口減少という構造的な問題から製品の需要に対し供給力が相対的に上回る状況が継続し、販売単価の下落が続くことが予想されます。さらに当社の主力製品である異性化糖が天候の影響を受けやすい需要構造であることや、健康志向の高まりによる甘味離れの影響等により、経営環境は極めて厳しい状況が見込まれます。また、酒税法改正によりビール系飲料市場が影響を受ける可能性があります。

次期の見通しといたしましては、売上高470億円、営業利益3億円、経常利益6億円、当期純利益4億5千万円を見込んでおります。

なお、中期経営計画では売上高経常利益率を2018年度までに3%以上とすることとしております。上記見通しでは同利益率が未達成となっておりますが、主な要因は企業間競争激化によるコモディティ製品の利益率の低下及び販売数量の減少による影響が、当初の想定よりも厳しい状況となったことによるものです。

中期経営計画の目標達成に向けて、事業年度終了までの期間に中期経営計画の施策を確実に遂行するとともに、販売面の強化及びコスト削減にも注力し、目標達成に努めてまいります。

【中期経営計画】

当社の中期経営計画の概要は次のとおりです。

<定性目標>

- ①機能性のある製品の提供・市場開拓を継続的に進め、付加価値製品を基幹事業の一つとすることで、コモディティ製品への依存体質からの脱却を目指します。
- ②製品品質を重視し、安全・安心な製品を安定的に、かつ競争力のある価格で提供することにより、お客様の期待と信頼に応えます。
- ③社員が自身と会社の成長を実感できる職場環境を整備し、誇りを持って明るく仕事に取り組むことによりステークホルダーの幸せを実現します。

<定量目標>

売上高経常利益率を2018年度までに3%以上とし、配当性向35%を目安に配当することを目指します。

<具体的施策>

①生販の最適化

販売戦略ごとに製品を分類しそれぞれの課題に対処するとともに、生販の連携をより強固にし、事業展開のスピードと収益力の向上を目指します。

②操業効率の向上と技術・研究開発

工場操業の効率化に向けたあらゆる施策に取り組むとともに、生産・開発と販売の連携をより一層強化し、徹底したコモディティ製品のコスト削減と新たな付加価値製品の創出に向けた技術向上を目指します。

③グローバル品質の推進

海外市場への拡大を目指し、海外法令に対応した品質の製品開発に取り組みます。

④業務システムの改善

お客様へのサービス向上を目指し、全社システムの横展開を含めた継続的な改善に取り組みます。

⑤人材育成及び柔軟な組織対応

事業環境の激しい変化への対応や海外展開を推進できる人材の育成に継続的に取り組みます。

⑥コーポレート・ガバナンス強化

企業の社会的責任を果すため、社員一人ひとりがコンプライアンスを徹底し、健全な業務遂行に努めます。

(3) 設備投資等及び資金調達の状況

当事業年度の設備投資額は総額20億7千万円で、主なものは既設設備の更新及び製品品質向上に係る工事ほかに対するものであります。

当期末借入金総額は63億円で、長期借入金の返済等により、前期末に比し31億1千万円の減少となっております。当期は、増資又は社債の発行等による資金の調達は行っておりません。

(4) 財産及び損益の状況の推移

区 分	第94期 (平成27年3月期)	第95期 (平成28年3月期)	第96期 (平成29年3月期)	第97期(当期) (平成30年3月期)
売 上 高 (百万円)	56,148	55,277	50,562	48,196
経 常 利 益 (百万円)	691	843	2,214	1,124
当 期 純 利 益 (百万円)	469	557	1,752	997
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	95.46	113.28	356.26	202.82
1 株 当 たり 純 資 産 額 (円)	3,323.66	3,383.41	3,704.21	3,775.45
総 資 産 (百万円)	39,780	40,868	39,321	35,941

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数により算出しております。なお、発行済株式総数については自己株式を控除しております。
2. 平成29年10月1日付で当社普通株式5株につき1株の割合をもって株式併合を行っております。これに伴い、第94期の期首に当該株式併合が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算出しています。
3. 第94期は消費税増税前の駆け込み需要による反動減や天候不順、ユーザーの在庫調整等により糖化製品の販売数量が減少したこと等から売上高は6.9%の減収となり、また生産数量減少による製造費用負担の増加等により、経常利益は53.2%の減益となりました。
4. 第95期は8月中旬前の猛暑や販売強化により清涼飲料向け糖化製品の販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は1.5%の減収となった一方で原料とうもろこし及び重油価格の下落による原材料コストが減少したこと等から経常利益は21.9%の増益となりました。
5. 第96期は9月初旬までの猛暑とその後の残暑等により販売数量が増加したものの、販売単価が下落したこと等から売上高は8.5%の減収となりましたが、原料及び燃料価格が低位で推移したことから経常利益は162.7%の増益となりました。
6. 第97期の状況については、前記「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

(5) 重要な親会社の状況

① 親会社との関係

当社の親会社は三菱商事株式会社で、同社は当社の株式を2,942千株（議決権比率59.88%）所有しております。また、三菱商事株式会社は当社製品の販売代理店であり、主要原料の仕入れ先でもあります。

② 親会社等との取引に関する事項

当社は親会社である三菱商事株式会社から原料とうもろこし等を購入しているほか、当社製品の販売代理店契約を締結しておりますが、取引条件等につきましては、一般的な取引と同様、市場価格等を参考に協議、交渉の上合理的に決定しており、特別な取引条件はありません。

なお、当社取締役会は、親会社との取引が当社の利益を害するものではないと判断しております。

(6) 主要な事業内容（平成30年3月31日現在）

とうもろこし等の加工製品及びその二次加工製品の製造販売を主な事業としております。

事業部門別の主たる製造品目は次のとおりです。

事業部門	主要製品
澱粉部門	コーンスターチ、ワキシースターチ、加工澱粉ほか
糖化品部門	ぶどう糖（結晶・液状）、コーンシラップ、水飴、異性化糖、難消化性グルカン（水溶性食物繊維）ほか
ファインケミカル部門	シクロデキストリン、輸液用糖質（結晶マルトース、局方ブドウ糖）ほか
副産物部門	コーンオイル、グルーテンフィード、グルーテンミールほか

(7) 主要な営業所及び工場（平成30年3月31日現在）

本社 本社（東京都千代田区）
 営業所 名古屋営業所（愛知県名古屋市）、大阪営業所（大阪府大阪市）、
 福岡営業所（福岡県福岡市）
 研究所 研究所（静岡県富士市）
 工場 富士工場（静岡県富士市）、水島工場（岡山県倉敷市）

(8) 主要な借入先（平成30年3月31日現在）

借入先	借入額
農林中央金庫	2,200 百万円
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,200

（注）平成30年4月1日付で株式会社三菱東京UFJ銀行は株式会社三菱UFJ銀行に商号変更しています。

(9) 従業員の状況（平成30年3月31日現在）

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
423名	—	39歳9ヶ月	16年8ヶ月

（注）従業員数は、就業人員を記載しております。

2. 会社の株式に関する事項（平成30年3月31日現在）

- | | |
|--------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 25,600千株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 6,400千株 |
| (3) 当期末株主数 | 1,281名（前期末比151名減） |
| (4) 大株主 | |

株主名	持株数	持株比率
三菱商事株式会社	2,942,600 株	59.82 %
NOMURA PB NOMINEES TK1 LIMITED	270,800	5.51
DEUTSCHE BANK AG LONDON GPF CLIENT OMNI-FULL TAX 613	233,800	4.75
GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL	227,499	4.62
三和澱粉工業株式会社	200,000	4.07
MSIP CLIENT SECURITIES	139,500	2.84
堀内運輸株式会社	102,000	2.07
堀内 篤	81,000	1.65
渡井 勲	30,100	0.61
日本食品化工従業員持株会	21,136	0.43

- (注) 1. 当社は平成29年10月1日付で単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。また、同日付で当社普通株式5株を1株とする株式併合を行っており、これに伴い、発行可能株式総数は128,000千株から25,600千株に、発行済株式の総数は32,000千株から6,400千株にそれぞれ減少しております。
2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
3. 当社は自己株式1,481,035株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。
4. タワー投資顧問株式会社から平成27年3月2日付の大量保有報告書（変更報告書）の写しの送付があり、平成27年2月27日現在で以下の株式を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末現在における所有株式数の確認ができておりませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は以下のとおりであり、受領日時点（株式併合前）の内容を記載しております。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
タワー投資顧問株式会社	東京都港区芝大門一丁目2番18号	3,520	11.00

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（平成30年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	鈴木 慎一郎	社長 内部監査担当
取締役	伊藤 和雄	常務執行役員 総務・経理・情報システム担当
取締役	鈴木 章久	執行役員 業務・調達・技術担当
取締役	藤田 佳久	三菱商事株式会社 生活消費財本部製粉糖質部長 松谷化学工業株式会社 社外取締役 日東富士製粉株式会社 取締役 Asia Modified Starch Co.,Ltd. Director
取締役 (監査等委員)	村松 隆志	株式会社ジオコード 常勤監査役
取締役 (監査等委員)	田辺 研一郎	中外合同法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	嶋津 吉裕	三菱商事株式会社 生活産業グループ管理部長 三菱食品株式会社 監査役 日東富士製粉株式会社 取締役（監査等委員）

- (注) 1. 取締役（監査等委員）村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、社外取締役であり、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2にいう独立役員であります。
2. 取締役（監査等委員）嶋津吉裕氏は、大手商社の管理部門における長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は監査等委員会の職務を補助する使用人として、執行役員と同執行役員付の専任者を置き、委員会の指揮命令に基づき監査業務のサポートを行うことで監査等委員会の機能を支援することが十分可能であると判断しているため、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は執行役員制度を導入しております。取締役を兼務しない執行役員は、刀禰館次郎（コモディティ事業・プロダクツ事業・経営企画担当）、首藤望（営業担当）、戸塚篤史（新素材事業推進・品質保証・研究担当）、堀哲二（監査等委員会担当）、伝田豊（生産担当、富士工場長）の5名であります。
5. 当社と藤田佳久、村松隆志、田辺研一郎、嶋津吉裕の各氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。なお、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。
6. 取締役（監査等委員）伊藤和雄氏は、平成29年6月28日開催の第96期定時株主総会終結の時をもって辞任いたしました。

(2) 取締役の報酬等の額

区 分	人 数	報 酬 等 の 総 額
取締役（監査等委員である 取締役を除く。）	6名	24 百万円
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	4名 (2名)	14 (12)
合 計 （うち社外取締役）	10名 (2名)	38 (12)

- (注) 1. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 平成28年6月28日開催の第95期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額を年額230百万円以内、取締役（監査等委員）の報酬限度額を年額60百万円以内と決議いただいております。
3. 上記表のほか、使用人兼務取締役（3名）の使用人分給与（賞与引当金の繰入額を含む）を55百万円支払っております。

(3) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係

氏 名	重要な兼職の状況
村 松 隆 志	株式会社ジオコード 常勤監査役
田 辺 研一郎	中外合同法律事務所 弁護士

(注) 社外役員の各兼職先と当社との間にはいずれも特別な利害関係はありません。

- ② 社外役員の主な活動状況

氏 名	地 位	主 な 活 動 状 況
村 松 隆 志	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会10回のうち10回に、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じて経営者及び監査役としての豊富な経験と幅広い知識に基づき発言を行っております。
田 辺 研一郎	社外取締役 (監査等委員)	当事業年度中に開催の取締役会10回のうち10回に、また監査等委員会10回のうち10回に出席し、必要に応じて、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。

(注) 上記のほか、会社法第370条及び当社定款第26条に基づく電磁的記録による取締役会決議を2回行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人 トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき報酬等の額	34百万円
② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計	34百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等について必要な検証を行い、会計監査人の報酬等の額が合理的なものであると判断し、会社法第399条の同意を行いました。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定めるいずれかの項目に該当すると認められる場合には、監査等委員の全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の監査品質、当社からの独立性その他の評価基準に従い、監査活動の適切性、妥当性を総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出される会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 会社の体制及び方針

業務の適正を確保するための体制の決議の内容

当社は取締役会において業務の適正を確保するための体制について次のとおり決議しております。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ①複数の社外取締役の選任と執行役員制度を通じて、監督と職務の執行の分離を行うとともに、取締役会の監督機能の強化を図る。
 - ②法令、定款及び社内規程を順守し、社会倫理に適合する誠実な行動をとることを職務遂行における最優先事項と位置付け、職務遂行にあたり順守すべき基本的事項を定めた「役職員行動規範」を堅持し、取締役及び使用人への周知を図る。
 - ③財務報告の信頼性確保に必要な内部統制を構築し、適切に整備・運用するとともに、定期的に評価する。
 - ④コンプライアンスオフィサーを委員長とするコンプライアンス委員会において、コンプライアンスに関する重要事項の審議及び法令順守体制の整備、見直し並びに維持を行う。
 - ⑤内部監査室によるモニタリング及び内部通報制度の導入により、コンプライアンス違反を早期に発見し、適切な是正措置及び再発防止策を講じる。
 - ⑥市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を持たず、各自治体（都道府県）が制定する暴力団排除条例に従い毅然とした態度で対応する。
- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び関係規程に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理させる。
 - ②上記情報の保存及び管理は、取締役が常時閲覧可能な状態で行う。
- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ①各リスクの管理責任者が、事業活動に伴うリスクを洗い出し、分析及び対応策を策定するとともに、リスク管理委員会を設置し、全社的なレベルから分析の上、その対応策を整備する。
 - ②重大な危機が発生した場合は、危機対策本部を設置し、危機管理マニュアルに従い適切に対応する。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ①取締役会は、業務執行の決定の一部を取締役に委任する。また、権限に関する規程に基づき、執行役員を含む使用人への権限委譲を行うことで、効率的な職務執行を行う。
- (5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ①親会社との取引の実施及び取引の条件等については、特に公正性及び合理性に留意して職務執行を行い、定期的にそれが保持されていることを確認する。
- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項
- ①監査等委員会の職務を補助する使用人（以下、補助使用人という）として、監査等委員会担当執行役員及び同役員付の専任者を置く。
 - ②監査等委員会は職務の執行に必要な場合、内部監査室に対し指示・承認することができる。
- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
- ①補助使用人の人選、異動、評価、処遇等の実施にあたり、監査等委員会の同意を得る。
 - ②内部監査室長の人選、異動、評価、処遇等の実施にあたり、事前に監査等委員会に報告し意見を聴取する。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ①補助使用人及び内部監査室所属の使用人は、監査等委員会の職務の補助をするにあたり、監査等委員会の指揮命令に基づき職務を行い、監査等委員以外の取締役及び使用人からの指揮命令を受けない。
 - ②補助使用人の人選に際し、監査等の実効性の確保の観点から、その経験、知識、能力等を考慮する。
- (9) 当社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制
- ①取締役及び使用人は、法定事項その他の定められた監査等委員会への報告を適時に実施するとともに、監査等委員会の求めに応じて報告を行う。
 - ②取締役及び使用人より内部通報制度に基づき通報があったときは、遅滞なく監査等委員会にその内容を報告する。

- (10) 監査等委員会に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 監査等委員会に報告した者に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止する。
 - ② 内部通報制度によって通報した者に対して、通報したことを理由に不利益な取扱いを行わないことを定め、周知するとともに適切に運用する。
- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ① 監査等委員の職務の執行に必要なと認められる費用やその前払等の請求があったときは、当該請求が適正でない場合を除き、速やかにこれに応じる。
 - ② 緊急又は臨時に支出した費用、外部専門家の助言を受けるための費用及びその役割・責務に対する理解を深めるための知識の習得・更新のための研修費用等について請求があった場合にも適切に対処する。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査等委員会が選定する監査等委員（以下、選定監査等委員という）は、必要があると認めるときは、執行役員会他の重要な会議に出席することができる。
 - ② 選定監査等委員は、稟議書他の業務執行に係る重要な文書をいつでも閲覧することができるとともに、必要があると認めるときは、取締役及び使用人にその説明を求めることができる。
 - ③ 監査等委員会又は監査等委員が、取締役、使用人及び会計監査人と定期的に情報交換できる機会を確保する。
 - ④ 監査等委員会の監査等基準及び監査計画を尊重し、監査が円滑に実施できる環境の整備に協力する。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は平成29年3月31日開催の取締役会で監査等委員会の職務の執行に必要な事項を含む業務の適正を確保するための体制について決議しておりますが、その運用状況の概要は以下のとおりであります。

- (1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

社内研修等を通じて「役職員行動規範」等の規程の社内への周知徹底を図るとともに、内部監査室による内部統制システムのモニタリングを計画的に実施し、必要に応じて是正措置及び再発防止策を講じております。また、コンプライアンス委員会を開催し、各部署における法令順守状況の確認やコンプライアンス事案の検討を行っております。

- (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会議事録等、取締役の職務の執行に係る情報は、社内規程に従って適切に保存及び管理しております。

- (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスク管理委員会を開催し、事業活動に伴う各種リスクの管理状況及び新たなリスクへの対応方針等について確認・審議しております。また、重大な危機が発生した場合を想定した危機管理マニュアルを策定し適切に対応するための体制を整備しております。

- (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会決議によって重要な業務執行の一部を取締役に委任し、効率的な意思決定を行っております。また、取締役会では、経営上の重要な案件についての審議を中心に運営し、各取締役が管掌する職務の遂行状況の報告を行っております。

- (5) 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

取締役会において、親会社との取引条件等が当社の利益を害するものではなく、公正かつ合理的なものであることを確認しております。

- (6) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

監査等委員会の職務を補助するため、監査等委員会事務局を設置し、専任者2名を配置しております。

- (7) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の他の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項
監査等委員会の職務を補助する使用人（補助使用人）は監査等委員以外の取締役や使用人の指揮命令を受けない立場にあり、また同使用人の処遇や評価については監査等委員会の同意を得ております。
- (8) 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
補助使用人は、実効性確保の観点から知識・経験等を考慮して人選され、監査等委員会の同意を得て配置しております。
- (9) 当社及び子会社の取締役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会へ報告するための体制
法定事項をはじめとした重要事項や監査等委員会が求める情報については、取締役または補助使用人が適時に監査等委員会に報告しております。また、内部通報制度を利用した通報については、速やかに監査等委員会に報告される仕組みとなっております。
- (10) 監査等委員会に報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
「内部統制システム構築の基本方針」において、監査等委員会に報告した者に対して、報告したことを理由に不利益な取扱いを行うことを禁止しており、また、本基本方針は、イントラネットを通じて社内に周知しております。
- (11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査等委員の職務の執行に必要な費用は会社が負担しており、また、その事務については監査等委員会事務局が担当し、監査等委員会の請求に応じて速やかに処理しております。
- (12) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員が求める執行役員会等の重要会議への出席や重要会議の議事録の閲覧等、監査上必要な事項については適切に対応しております。また、監査等委員会と代表取締役、その他の役職員及び会計監査人との情報の共有、意見を交換できるように、定期的な会合を設けるとともに、内部監査の監査結果を報告するなど、監査等委員会の監査に必要な情報を適時に提供しております。

貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	22,125	流 動 負 債	10,592
現金及び預金	198	買掛金	2,054
売掛金	11,371	短期借入金	3,500
電子記録債権	101	未払金	3,751
商品及び製品	3,516	未払法人税等	46
仕掛品	1,967	賞与引当金	970
原材料及び貯蔵品	2,410	役員賞与引当金	17
繰延税金資産	422	資産除去債務	38
短期貸付金	1,875	その他	213
その他の他	261	固 定 負 債	6,777
固 定 資 産	13,816	長期借入金	2,800
有形固定資産	11,577	退職給付引当金	3,667
建築物	2,819	環境対策引当金	58
構築物	451	資産除去債務	195
機械及び装置	5,417	その他	56
車両及び運搬具	14	負 債 合 計	17,370
工具器具及び備品	230	純 資 産 の 部	
土地	1,862	科 目	金 額
リース資産	99	株 主 資 本	18,579
建設仮勘定	681	資本金	1,600
無形固定資産	368	資本剰余金	327
借地権	45	資本準備金	327
ソフトウェア	256	その他資本剰余金	0
その他の他	66	利 益 剰 余 金	18,798
投資その他の資産	1,870	利益準備金	400
投資有価証券	301	その他利益剰余金	18,398
関係会社株式	371	建物圧縮積立金	176
繰延税金資産	1,019	構築物圧縮積立金	0
その他の他	182	機械装置圧縮積立金	0
貸倒引当金	△3	土地圧縮積立金	113
資 産 合 計	35,941	別途積立金	7,000
		繰越利益剰余金	11,108
		自 己 株 式	△2,147
		評価・換算差額等	△7
		その他有価証券評価差額金	57
		繰延ヘッジ損益	△65
		純 資 産 合 計	18,571
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	35,941

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成29年 4月 1日から
平成30年 3月31日まで)

(単位：百万円)

項 目	金 額	
売 上 高		48,196
売 上 原 価		38,958
売 上 総 利 益		9,237
販売費及び一般管理費		8,198
営 業 利 益		1,038
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	268	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	63	
そ の 他	75	407
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	70	
固 定 資 産 除 却 損	119	
環 境 対 策 引 当 金 繰 入 額	58	
為 替 差 損	61	
そ の 他	11	321
経 常 利 益		1,124
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	101	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	94	196
税 引 前 当 期 純 利 益		1,320
法人税、住民税及び事業税	365	
法人税等調整額	△42	322
当 期 純 利 益		997

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(平成29年4月1日から
平成30年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 建物圧縮 積 立 金
当 期 首 残 高	1,600	327	0	327	400	187
当 期 変 動 額						
剰余金の配当						
当期純利益						
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩						△11
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△11
当 期 末 残 高	1,600	327	0	327	400	176

(単位：百万円)

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金					
	そ の 他 利 益 剰 余 金					利益剰余金 合 計
	構築物圧縮 積 立 金	機 械 装 置 圧縮積立金	土 地 圧 縮 積 立 金	別途積立金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	1	0	113	7,000	10,688	18,391
当 期 変 動 額						
剰余金の配当					△590	△590
当期純利益					997	997
自己株式の取得						
その他利益剰余金の取崩	△0				12	—
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)						
当期変動額合計	△0	—	—	—	419	407
当 期 末 残 高	0	0	113	7,000	11,108	18,798

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

(単位：百万円)

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△2,147	18,171	98	△49	48	18,220
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△590				△590
当 期 純 利 益		997				997
自己株式の取得	△0	△0				△0
その他利益剰余金の取崩		—				—
株主資本以外の項目の事 業年度中の変動額(純額)			△40	△16	△56	△56
当期変動額合計	△0	407	△40	△16	△56	350
当 期 末 残 高	△2,147	18,579	57	△65	△7	18,571

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成30年5月15日

日本食品化工株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 峯	敬 ⑧
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 坂 上 藤 継	⑧

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本食品化工株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

招集し通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

監査等委員会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書並びに計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月25日

日本食品化工株式会社 監査等委員会

監査等委員 村 松 隆 志 ㊞

監査等委員 田 辺 研 一 郎 ㊞

監査等委員 嶋 津 吉 裕 ㊞

(注) 監査等委員村松隆志及び田辺研一郎は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

第97期の期末配当につきましては、当社の配当方針が企業価値の継続的な向上と企業体質の更なる強化を目指しつつ、配当性向35%を目安としていることから、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金67円50銭 総額332,030,138円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成30年6月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の任期が満了いたします。また経営体制及びコーポレート・ガバナンスの一層の強化、充実を図るため取締役を1名増員し、あらためて取締役（監査等委員である取締役を除く。）5名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
※1	たかのせ 高野瀬 (昭和33年10月14日生) つとむ 励	昭和57年4月 三菱商事株式会社入社 平成16年6月 同社食糧本部油脂ユニットマネージャー 平成23年4月 同社農水産本部副本部長兼油脂ユニットマネージャー 平成25年4月 同社執行役員 生活産業グループCEOオフィス室長 平成26年4月 同社執行役員 中国生活産業グループ統括 平成28年4月 同社執行役員 関西支社副支社長 平成30年4月 当社社長 内部監査担当役員（現在）	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 高野瀬励氏は、長年にわたり大手商社で食糧関連事業や取引に従事し、当社に相応しい豊富な経験と幅広い知識及び経営全般に関する高度な知見を有していることから、取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、取締役候補者としてしました。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
2	いとうかずお 伊藤和雄 (昭和36年1月7日生)	昭和58年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年5月 同社化学品グループコントロール オフィス 平成18年3月 同社化学品グループコントローラ ー 平成20年4月 欧州三菱商事会社出向兼欧阿中東 CIS統括付 平成23年4月 三菱商事株式会社コーポレート担 当役員補佐 平成25年4月 三菱商事フィナンシャルサービス 株式会社 代表取締役社長 平成27年4月 三菱商事株式会社生活産業グル ープ管理部長 平成27年6月 当社監査役 平成28年4月 三菱商事株式会社理事 生活産業 グループ管理部長 平成28年6月 当社監査等委員である取締役 平成29年6月 当社取締役 常務執行役員 総 務・経理・情報システム担当役員 (現在)	0株
【取締役候補者とした理由】 伊藤和雄氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般並びに財務及び会計に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			
3	すずきあさひさ 鈴木章久 (昭和34年1月10日生)	昭和56年4月 当社入社 平成18年6月 当社工務部長 平成20年4月 当社業務部長 平成24年6月 当社技術部長 平成24年7月 当社参与 技術部長 平成25年6月 当社執行役員 技術・品質保証担 当役員 平成26年6月 当社執行役員 業務・調達・技術 担当役員 平成28年6月 当社執行役員 業務・調達・技術・ 品質保証担当役員 平成29年4月 当社執行役員 業務・調達・技術 担当役員 平成29年6月 当社取締役 執行役員 業務・調 達・技術担当役員 (現在)	1,100株
【取締役候補者とした理由】 鈴木章久氏は、当社生産技術・業務部門における長年の経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般及び技術に関する幅広い知見を有しており、これらの経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
※4	とねだちしろう 刀禰館次郎 (昭和41年12月6日生)	平成2年4月 三菱商事株式会社入社 平成11年4月 Asia Modified Starch Co., Ltd. 出向 平成14年4月 Asia Citrix Co., Ltd.出向 平成17年11月 三菱商事株式会社食糧本部澱粉・ ビールユニット 平成20年4月 同社食糧本部糖質ユニット 平成21年5月 英国三菱商事会社兼独国三菱商事 会社出向 平成23年4月 欧州三菱商事会社出向 平成24年5月 三菱商事株式会社農水産本部糖質 ユニット 平成25年4月 同社農水産本部糖質部 平成26年4月 当社執行役員 経営企画室長 経 営企画担当役員 平成27年1月 当社執行役員 コモディティ事 業・プロダクツ事業・経営企画担 当役員 平成30年4月 当社執行役員 コモディティ事 業・プロダクツ事業・海外事業・ 経営企画・営業担当役員 (現在)	0株
<p>【取締役候補者とした理由】 刀禰館次郎氏は、大手商社での豊富な経験と幅広い知識に加え、当社の経営全般に関する幅広い知見を有しており、これらの豊富な経験と知見による取締役会の意思決定機能及び監督機能の強化を期待し、取締役候補者としました。</p>			

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
5	ふじ 藤 田 よし ひさ 藤 田 佳 久 (昭和38年7月15日生)	昭和61年4月 三菱商事株式会社入社 平成15年4月 同社飼料ユニット総括マネージャー 平成16年4月 当社経営企画室長 平成17年6月 当社取締役 経営企画室長 九州担当役員 平成19年6月 三菱商事株式会社澱粉・ビールユニット総括マネージャー 平成20年4月 同社糖質ユニット澱粉・ビールチームリーダー 平成22年5月 Asia Modified Starch Co., Ltd. 社長 平成26年4月 三菱商事株式会社生活原料本部糖質部長 平成26年6月 当社取締役(現在) 平成28年4月 三菱商事株式会社生活消費財本部製粉糖質部長(現在) (重要な兼職の状況) 松谷化学工業株式会社 社外取締役 日東富士製粉株式会社 取締役 Asia Modified Starch Co., Ltd. Director	0株
【取締役候補者とした理由】 藤田佳久氏は、大手商社における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営の透明性や客観性の向上、並びにコーポレート・ガバナンスの強化、充実のために必要な指摘や助言を期待し、引き続き取締役候補者となりました。			

- (注) 1. ※印は、新任の取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者であります。
2. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 高野瀬励、伊藤和雄、刀禰館次郎及び藤田佳久の各氏は、現在及び過去5年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
4. 松谷化学工業株式会社及び日東富士製粉株式会社は当社製品の取引先であります。
5. Asia Modified Starch Co., Ltd.は当社の関連会社であります。
6. 当社は、藤田佳久氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。また、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。

7. 監査等委員会の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の選任及び報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。
- 監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者の選定は適切な手続きで実施され、選定された各候補者の職務執行状況及び経歴等を評価した結果、取締役として適任であると判断しております。また、監査等委員会は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等について検討した結果、報酬体系や各取締役の報酬等はそれぞれの職責と業績に相応しい水準であると判断しております。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社定款の定めにより、本定時株主総会の終結の時をもって、監査等委員である取締役全員の任期が満了いたしますので、あらためて監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	むら まつ たか し 村 松 隆 志 (昭和25年12月11日生)	昭和50年4月 味の素株式会社入社 平成13年7月 同社アミノ酸部長 平成15年7月 欧州味の素販売株式会社 取締役社長 平成17年6月 味の素オムニケム株式会社 取締役社長 平成20年6月 味の素トレーディング株式会社 代表取締役社長 平成23年5月 株式会社ギャバン 常勤監査役 平成27年10月 株式会社ジオコード 常勤監査役(現在) 平成28年6月 当社監査等委員である取締役(現在)	1,100株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 村松隆志氏は、食品会社の経営者や監査役としての豊富な経験を有しているため、社外取締役候補者として職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>		
2	た なべ けん いち ろう 田 辺 研 一 郎 (昭和40年6月5日生)	平成7年4月 弁護士登録(第二東京弁護士会) 中外合同法律事務所入所(現在) 平成15年7月 当社顧問弁護士 平成28年6月 当社監査等委員である取締役(現在)	300株
	<p>【監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 田辺研一郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有しているため、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。また社外の有識者を招聘することにより、監査体制の中立性及び独立性を高め、体制の強化、充実を図るため、監査等委員である社外取締役候補者となりました。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
3	しま づ よし ひろ 嶋 津 吉 裕 (昭和43年 8 月10日生)	平成 3 年 4 月 三菱商事株式会社入社 平成21年 4 月 同社主計部予・決算管理チームリーダー 平成23年 6 月 同社東アジア統括付兼三菱商事(中国)商業有限公司出向財務審査情報部長兼内部統制推進部長 平成25年 7 月 三菱商事(中国)有限公司出向 兼 董事CFO兼三菱商事(上海)有限公司出向 兼 董事CFO兼副総経理兼三菱商事株式会社東アジア統括付 平成28年 3 月 三菱商事株式会社経営企画部ポートフォリオ戦略室長 平成29年 4 月 同社生活産業グループ管理部長(現在) 平成29年 6 月 当社監査等委員である取締役(現在) (重要な兼職の状況) 三菱食品株式会社 監査役 日東富士製粉株式会社 監査等委員である取締役	0株
【監査等委員である取締役候補者とした理由】 嶋津吉裕氏につきましては、大手商社の管理部門における長年の経験があり、また財務及び会計に関する相当程度の知見を有していることから、監査等委員である取締役候補者となりました。			

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 嶋津吉裕氏は、現在及び過去5年間において当社の親会社である三菱商事株式会社の業務執行者であり、その地位及び担当は、上記の「略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。
 4. 村松隆志及び田辺研一郎の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって2年となります。
 5. 三菱食品株式会社及び日東富士製粉株式会社は当社製品の取引先であります。
 6. 当社は、村松隆志、田辺研一郎及び嶋津吉裕の各氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が再任された場合、当社は責任限定契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額以上の額としております。また、当該責任限定の対象は、責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がない場合に限定しております。
 7. 当社は、村松隆志及び田辺研一郎の両氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

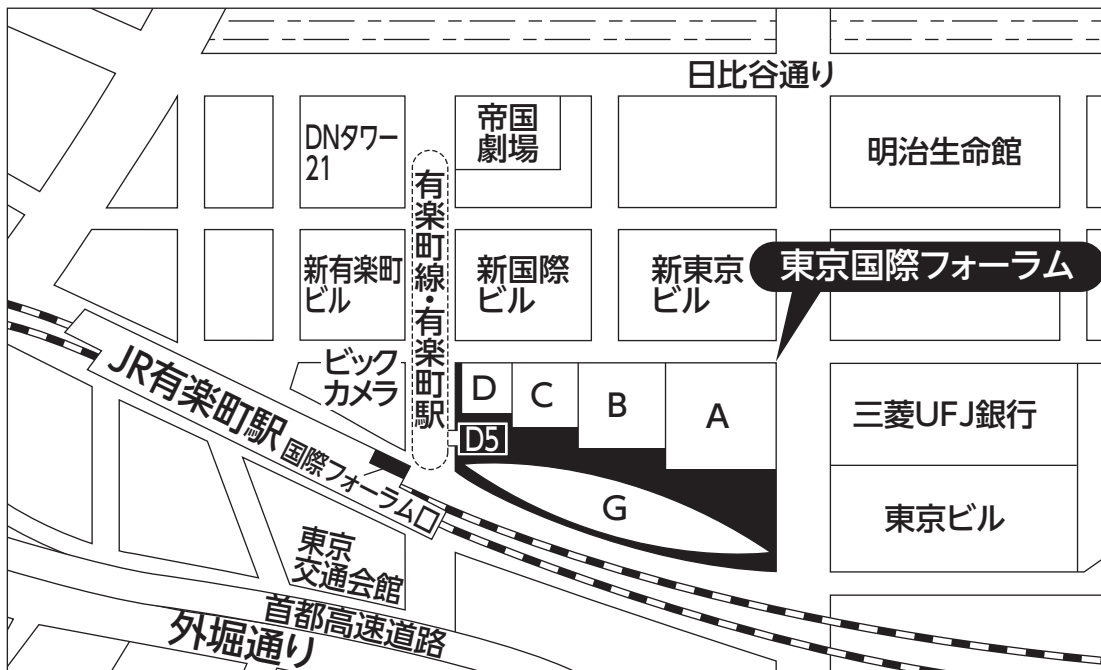
以上

メ モ

A series of horizontal dashed lines for handwriting practice, spanning the width of the page.

株主総会会場ご案内略図

会 場 東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
 東京国際フォーラム ガラス棟4階「G409会議室」
 ☎ (03) 3212-9111 (当社本社)
 ☎ (03) 5221-9000 (東京国際フォーラム)



- 交通●JR線 有楽町駅より徒歩1分 (国際フォーラム口)
 ●地下鉄 有楽町線有楽町駅より徒歩3分 (D5出口から地下コンコースにて連絡)

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
 フォントを採用しています。